

### 3 道路に期待される機能と役割

広域道路網の対象路線である都市計画道路は、交通、環境、防災など様々な機能があり、これらの機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するよう計画された道路です。地区内道路網の検討対象路線である生活道路は、地区の交通の集散を受け持ち、安全性の確保のほか、防災性、快適性、コミュニティ機能の向上等に寄与する道路です。道路網計画においても、これらの機能と役割が十分に発揮されるように、市内全体の道路網を検討しました。

#### ■都市計画道路の主な機能

実務者のための新都市計画マニュアル（日本都市計画学会）より作成

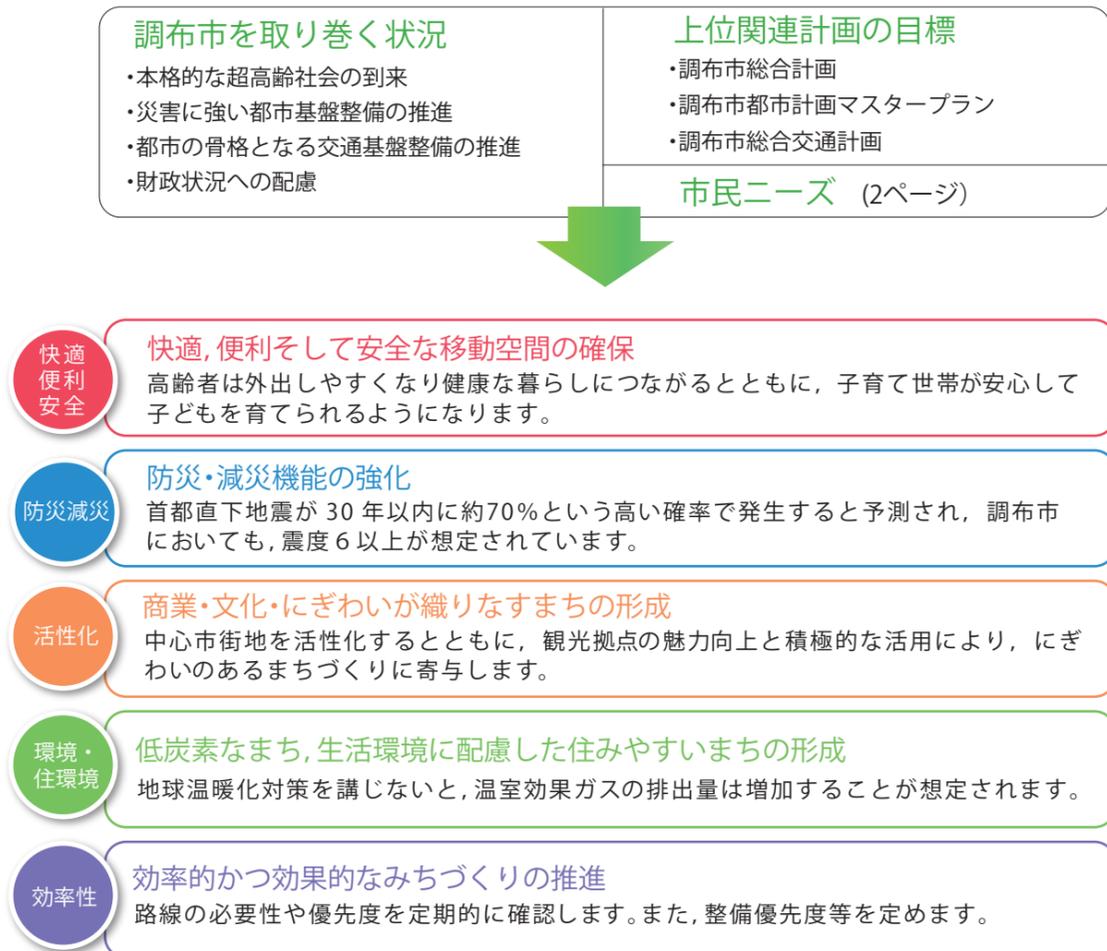
機能の区分	
交通機能	通行機能
	沿道利用機能
空間機能	都市環境機能
	都市防災機能
	避難・救援機能
	災害防止機能
市街地形成機能	公共交通機関の導入空間機能
	供給処理・通信情報施設の空間
	道路付属物のための空間
市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成
	街区形成機能
	生活空間

#### ■生活道路の主な機能

機能	役割
安全性の確保	通勤や通学などに利用される道路において、自動車や歩行者にとって交通の安全性を確保する
防災性の確保	震災や火災などが発生した場合の救急活動の場所となり、命や財産を守る
コミュニティ機能の向上	コミュニティ施設をはじめ公共施設への連絡がよくなり、住民の利用がしやすくなる
快適性の向上	駅周辺や商店が多い道路などで、買い物を楽しめる商店街を形成する

### 4 道路網計画の目標

調布市を取り巻く状況、上位関連計画の目標、市民ニーズを踏まえ、道路網計画の目標を設定しました。



### 5 目指すべき道路網

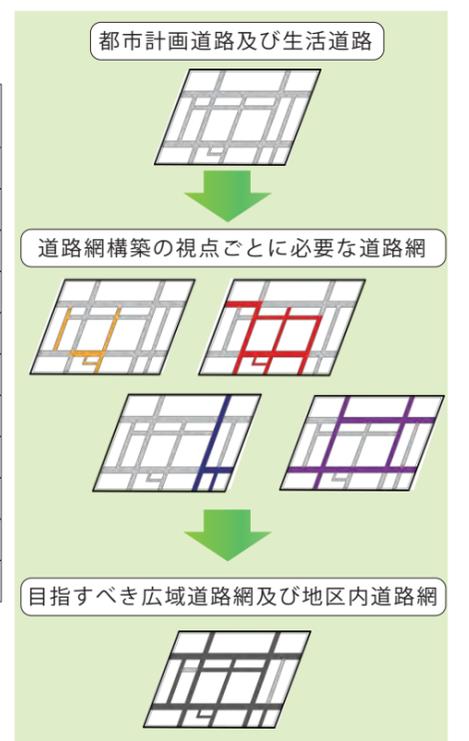
道路網計画の目標を踏まえ、道路に期待される機能と役割の観点から道路網構築の視点を設定し、視点ごとに構築すべき道路網を明らかにし、それらを重ね合わせて目指すべき道路網を設定しました。

#### ■道路網構築の視点

	広域道路網	地区内道路網	目標
鉄道駅へのアクセス性向上に資する道路網の構築	●	●	快適便利安全
救急搬送を支える道路網の構築	●		快適便利安全
地域の拠点や主要施設への安全で快適な移動を支える道路網の構築		●	快適便利安全
道路混雑の解消に資する道路網の構築※	●		快適便利安全
緊急時の物資や活動人員の輸送を支える道路網の構築	●	●	防災減災
緊急時の避難を支える道路網の構築		●	防災減災
火災時の延焼を防ぐ道路網の構築	●		防災減災
中心市街地のにぎわいの創出に寄与する道路網の構築		●	活性化
観光振興に寄与する道路網の構築	●		活性化
都市の低炭素化を促進する道路網の構築※	●		環境・住環境
住みやすいまちを形成する道路網の構築		●	環境・住環境

※道路網構築の視点のうち、「道路混雑の解消に資する道路網の構築」、「都市の低炭素化を促進する道路網の構築」は、道路整備による効果を確認する視点として設定

#### ■目指すべき道路網の検討イメージ



### 6 道路整備プログラム

道路整備には多額の事業費が必要であり、市の財政状況を考慮すると、今後はますます、整備に時間を要することが想定されます。このことから、効率的・効果的に道路の整備を進めるために、整備優先度の考え方をまとめ、優先整備路線を定めました。また、優先整備路線の他に、広域道路網は、優先整備路線の次に整備または着手する「準優先整備路線」、都市計画の内容について検討する必要がある「計画検討路線」、地区内道路網は、局所的改良や交通安全の視点も含めた「機能確保のための総合的な取組」を定めました。

広域道路網	優先整備路線	平成28年度から平成37年度までの10年間で、整備または着手する路線
	準優先整備路線	優先整備路線の次に整備または着手する路線
	それ以外の路線	整備優先度の考え方に該当しない路線
	計画検討路線	特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線
	廃止候補路線	道路網構築の視点に該当せず、必要性が確認されなかった路線

→ p.5~6へ

地区内道路網	優先整備路線	平成28年度以降、優先的に整備する路線
	機能確保のための総合的な取組	部分的な拡幅や、交通規制の変更（速度規制、ゾーン30※1の設定等）、既存道路の有効活用（交差点改良、物理的デバイス※2の設置等）により、機能の確保ができないかなどを検討する箇所
	それ以外の路線	整備優先度の考え方に該当しない路線
	計画の位置付けを廃止した路線	道路網構築の視点に該当せず、必要性が確認されなかった路線

→ p.9~10へ

※1：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組合せ、ゾーン内における速度規制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策をいう。

※2：道路に設置することで、物理的に自動車の速度を低減させるとともに、抜け道利用などの通過交通を抑制し、歩行者等の安全を確保するための道路構造をいう。ハンプ（路面に設けるなだらかなこぶ）、狭く（車道幅員を部分的に狭くする手法）等がある。